

# 届け出・証明

## 戸籍に関する届け出

問 戸籍住民課 ☎ 25-2422

### 戸籍

わたしたちが日本国民であることを登録し、証明するのが戸籍です。個人の出生や婚姻、離婚、死亡などの事実を記録して、夫婦や親子などの関係を公証する大切なものです。戸籍が置かれている場所がその人の本籍地です。

不正な届け出を防止するため、婚姻届と離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届は、運転免許証などの本人確認書類で本人確認を行います。なお、本人確認書類をお持ちでない方には、届出があったことを本人に郵送してお知らせします。

<b>戸籍全部事項証明(戸籍謄本)とは</b> 戸籍に記録(記載)されている方全員の全部の事項を証明したものです。	<b>除籍全部事項証明(除籍謄本)とは</b> 本籍を他の市区町村に転籍したとき、又は戸籍からすべての方がいなくなると「除籍」となります。その除籍に記載されている方全員の全部の事項を証明したものです。
<b>戸籍個人事項証明(戸籍抄本)とは</b> 戸籍に記録(記載)されている一部の方の全部の事項を証明したものです。	<b>除籍個人事項証明(除籍抄本)とは</b> 除籍に記録(記載)されている一部の方の全部の事項を証明したものです。
<b>平成改製原戸籍とは</b> 戸籍法の一部改正により平成6年法務省令第51号によって、室蘭市では平成13年2月3日に戸籍のコンピュータ化による改製を実施しました。コンピュータ化により、それまでの紙の戸籍が改製され、その改製された従前の戸籍を平成改製原戸籍と呼んでいます。改製年月日より前に除籍されている方の記載が必要な場合は、こちらを請求してください。	<b>昭和改製原戸籍とは</b> 戸籍法の改正により昭和32年法務省令第27号によって戸籍の改製が行われました。それまでの旧戸籍法の様式から、新戸籍法の様式に改製された従前の戸籍を昭和改製原戸籍と呼んでいます。
<b>身分証明とは</b> 1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知 2. 後見の登記の通知 3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知 に関しての証明です。	

### 赤ちゃんが誕生したとき(出生届)

- お子さんが生まれたときには、出生の日から14日以内に、届出人の本籍地又は所在地(一時的な居所でもいいです)、又は出生地の市区町村に届出してください。
- お子さんの名前は、人名用として使用できる文字をお使い下さい。
- 届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名押印した後、届書を持参する方は、親族、その他の方でも差し支えありません。
- 届出には、次のものがが必要です。
  - ・出生届(この届書は、病院に備え付けてあります)
  - ・母子健康手帳
  - ・届出人の印鑑
- 受付窓口  
 広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所
- 受付時間  
 1. 平日 午前8時45分～午後5時15分  
 2. 平日の上記時間以外及び土曜日(終日)・日曜日(終日)・祝日(終日)も届出はできますが、市役所本庁のみになります。この場合、日直員等が取り扱いますので、母子健康手帳に出生届出済証明ができません。後日、市役所開庁時に広域センタービル庁舎戸籍住民課、蘭東支所へお持ちいただくことになります。

### 結婚したとき(婚姻届)

- 当事者間に婚姻する意思の合致があること。
- 男は満18歳、女は満16歳に達していること。(20歳未満の場合は、親の同意書が必要)
- 女性の再婚の場合は、「6カ月の待婚期間」を経過しなければ婚姻できません。(同一人との再婚は、除く)
- 届出には次のものがが必要です。
  - ・婚姻届
  - ・夫婦双方の印鑑(一方は旧姓の印鑑)
  - ・証人(成人2人)の署名・押印
  - ・戸籍謄本(市内に本籍のない人)
  - ・本人確認書類(下表参照)
- 受付窓口  
 広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所
- 受付時間  
 1. 平日 午前8時45分～午後5時15分  
 2. 平日の上記時間以外及び土曜日(終日)・日曜日(終日)・祝日(終日)も届出はできますが、市役所本庁のみになります。この場合、日直員等が取り扱います。

### 本人確認書類について

戸籍住民課・蘭東支所において諸証明書の交付請求、各種申請・届出等をする場合、申請人や届出人の的確な本人確認を行うことで、住民の皆様の個人情報保護に十分留意し、なりすましなどの不正防止を図ることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

1点の提示でよい書類	2点の提示が必要な書類 (手続きに日数がかかることがあります。)
・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・住民基本台帳カード(写真付き) ・船員手帳 ・身体障害者手帳 ・官公署発行の写真付き免許証・許可証・資格証明書・身分証明書など	・国民健康保険証、健康保険、船員保険、介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金、船員保険に係る年金証書 ・共済組合、恩給の証書 ・住民基本台帳カード(写真なし) ・学生証(写真付き) ・民間企業の社員証など

上記の本人確認書類の提示が必要です。お持ちでない方については、預金通帳・キャッシュカード等の提示や本人しか知りえない事項について口頭で確認する場合がありますのでご協力をお願いいたします。

※本人確認書類は提示を受ける日において有効なものに限ります。

## 離婚したとき(離婚届)

- 当事者間に離婚する意思の合致がある協議離婚と、裁判所が関与して離婚が成立する、調停(裁判)離婚があります。
- 調停(裁判)離婚等の時は、調停の成立又は審判・判決の確定した日から、10日以内に届出をして下さい。
- 未成年者のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と定めて下さい。
- 協議離婚の場合、証人(成人2人)の署名・押印と窓口に来る方の本人確認書類が必要です。
- 離婚されるお二人のそれぞれの印鑑を持参して下さい。
- 届出人の氏と証人欄の氏が同一のときも、別々の印鑑を押して下さい。
- 室蘭市に本籍がない場合は、「戸籍謄本」が1通必要です。
- 離婚後も婚姻中の氏を引き続き使用したい場合は、別途「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。(離婚後3カ月以内)
- 受付窓口  
広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所
- 受付時間  
1. 平日 午前8時45分～午後5時15分  
2. 平日の上記時間以外及び土曜日(終日)・日曜日(終日)・祝日(終日)も届出はできますが、市役所本庁のみになります。  
この場合、日直員等が取り扱います。

## 死亡したとき(死亡届)

- 死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡者及び届出人の本籍地又は所在地(一時的な居所でもいいです)、又は死亡地の市区町村に届出してください。
- 届出人は親族、同居人、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人のいずれかです。
- 届出には、次のものが必要です。
  - ・死亡届(この届書は病院に備え付けてあります)
  - ・届出人の印鑑
  - ・神代火葬場使用料(死亡届出後に火葬許可証を発行します)
- 亡くなられた方の住民登録地が
  - ・室蘭市の場合 7,200円
  - ・室蘭市外の場合 14,400円
- 受付窓口  
広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所
- 受付時間  
1. 平日 午前8時45分～午後5時15分  
2. 平日上記時間以外及び土曜日(終日)・日曜日(終日)・祝日(終日)も届出できますが、市役所本庁のみになります。  
この場合、日直員等が取り扱います。

## 本籍を移すとき(転籍届)

- 市内から市外へ、または市外から市内へ本籍を移す時は、「戸籍謄本」が1通必要です。
- 届出人は、戸籍の筆頭者及び配偶者のお二人が届出人となりますので、それぞれの印鑑を持参して下さい。
- 受付窓口  
広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所
- 受付時間  
1. 平日 午前8時45分～午後5時15分  
2. 平日上記時間以外及び土曜日(終日)・日曜日(終日)・祝日(終日)も届出できますが、市役所本庁のみになります。  
この場合、日直員等が取り扱います。

## 住所が変わったとき(転入・転出・転居)

問 戸籍住民課 ☎ 25-2416

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所
受付時間	午前8時45分～午後5時15分まで
閉庁日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始

## 他の市区町村から転入されたとき

室蘭市に転入されたときは、住みはじめた日から14日以内に新しい住所の住居表示番号を確認の上、窓口に来られる方の認印と、本人確認書類、前住地の市区町村で交付された「転出証明書」を添え、「転入届」をしてください。  
同一世帯員以外の代理人の届出の場合は、委任状が必要です。

## 転出されるときは

他の市区町村へ転出されるときは、転出される前から転出後14日以内に、窓口に来られる方の認印と、本人確認書類を持参し、「転出届」をしてください。  
窓口では、「転出証明書」を交付します。この「転出証明書」は、他の市区町村で「転入届」を行うときに必要です。  
同一世帯員以外の代理人の届出の場合は、委任状が必要です。  
印鑑登録されている方は登録証を、住基カードの交付を受けている方は、カードを持参してください。

## 市内で住所が変わったとき

室蘭市内で住所が変わったときは、引っ越しがお済みになった日から14日以内に、窓口に来られる方の認印と、本人確認書類を持参し、「転居届」をしてください。  
同一世帯員以外の代理人の届出の場合は、委任状が必要です。  
住基カードの交付を受けている方は、カードを持参してください。

## 届出と同時に住民票の写しが必要なとき

「転入届」・「転居届」と同時に、新しい住所での住民票の写しが必要なときは、窓口でその旨お申し出下さい。

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所・市役所本庁証明交付コーナー・中島郵便局(同一世帯のみ)
受付時間	午前8時45分～午後5時15分まで
閉庁日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
手数料	1通 250円

**本人及び同じ世帯の方の住民票の写しを請求する場合**

- 窓口に来られる方の本人確認書類をご持参ください。
- 窓口に来られる方が代理人や使いの方の場合は、本人からの委任状が必要です。

**下記の理由により第三者の方(本人及び同じ世帯の方以外)が、住民票の写しを請求する場合**

- (1) 自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために必要がある場合  
 (2) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合  
 (3) 住民票の記載事項を確認するにつき、正当な理由がある場合
- 窓口に来られる方の本人確認書類(39ページ参照)をご持参ください。
  - 請求理由を確認できる資料(契約書等の写し)をご持参ください。
  - 請求者が会社等法人の場合は、法人の確認書類をご持参の上、会社名、代表者の氏名、事務所の所在地、窓口に来られる方の住所、氏名を記載し、代表者印及び窓口に来られる方の印鑑を押して請求ください。  
 窓口に来られる方が会社等の代表者以外の場合は、社員証や職員証で請求者との関係を確認させていただきます。

**電話予約による証明書の交付について**

日中、どうしても市役所に来ることができない方のため、本庁当直室で、電話予約による証明書の交付を行なっています。

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課(☎ 25-2416)
予約受付時間	午前8時45分～午後4時30分
交付場所	市役所当直室
交付時間(平日)	午後7時まで(当日予約者)
交付時間(土・日・祝祭日)	午前9時から午後5時まで(土・日・祝祭日の前日予約者)
予約・受取りができる方	本人又は同一世帯に属する者
必要なもの	手数料、本人確認書類(39ページ参照)

※詳細は、受け付け窓口にお問合せください。

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所・市役所本庁証明交付コーナー
受付時間	午前8時45分～午後5時15分まで
閉庁日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
手数料	右下【戸籍手数料】参照

- 戸籍証明書(戸籍謄本・抄本等)の請求において、戸籍に記載されている本人・配偶者・直系親族(祖父母・子・孫等)の場合、本人を確認できるものを提示していただきます。
- 代理人の場合は、本人署名の委任状と窓口に来られる方の印鑑及び本人確認できるものが必要となります。
- 本籍・筆頭者氏名は、正確に記載して下さい。(必ずしも、現住所と同一ではありません)

**身分証明書が必要なとき**

- 室蘭市に本籍がある方の身分証明書の交付については、本人請求以外の代理人による請求の場合には、委任状が必要です。
- 窓口に来られる方の請求者確認のため、本人確認書類(39ページ参照)の提示をお願いします。

**戸籍証明書等を郵送で請求をする場合**

〒051-8530 室蘭市海岸町1丁目4番1号  
 室蘭市役所広域センタービル庁舎戸籍住民課  
 ☎ 25-2421

**(必要なもの)**

- 戸籍証明書等請求書(市ホームページから取得できます)
- 本人確認書類
- 返信用封筒(請求される方の宛名を記入し、切手を貼付したもの)
- 現金、または手数料相当分の定額小為替(郵便局で購入できます)
- 日中、連絡がとれる電話番号を記入してください。
- 送付先が住所地と異なる場合、その理由を請求書に明記ください。

**【戸籍手数料 1通】**

◇ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円
◇ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	450円
◇ 除籍全部事項証明書(除籍謄本)	750円
◇ 除籍個人事項証明書(除籍抄本)	750円
◇ 平成改製原戸籍謄本抄本	750円
◇ 昭和改製原戸籍謄本抄本	750円
◇ 戸籍附票・除かれた附票	250円
◇ 身分証明書	300円

### 外国人登録

外国人の方が室蘭市に住むときは、外国人登録をして外国人登録証明書の交付を受けなければなりません。

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課
受付時間	午前8時45分～午後5時15分まで
閉庁日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始

### 新規登録

- 入国したときは90日以内、日本国内で生まれたときは60日以内に新規登録の申請をしてください。
- 申請には次のものがが必要です。
  - 入国の場合が旅券
  - 顔写真(縦45ミリ×横35ミリ)2枚(16歳以上の人)
  - 出生の場合は出生届の戸籍記載事項証明書

### 変更登録

- 転入や転居、職業、勤務先、在留資格(期間)などに変更があったときは、変更があった日から14日以内に変更登録の申請をしてください。
- 申請には次のものがが必要です。
  - 外国人登録証明書
  - 転入と転居以外の変更の場合は変更が生じたことを証明する書類

### 紛失した場合

- 外国人登録証明書を紛失したときは、14日以内に再交付の申請をしてください。
  - 顔写真(縦45ミリ×横35ミリ)2枚(16歳以上の人)
  - 旅券(交付を受けている人)

### 登録原票記載事項証明書が必要なとき

- 外国人登録をされている方が、住民票・戸籍謄本・抄本に代わるものを必要とする場合、外国人登録原票記載事項証明書を請求することができます。
- 本人または同居の親族、もしくは本人の委任状を所持する代理人の方のみ、交付請求することができます。

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所・市役所本庁証明交付コーナー
受付時間	午前8時45分～午後5時15分まで
閉庁日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
手数料	1通 250円

### 電話予約による証明書の交付について

日中、どうしても市役所に来ることができない方のため、本庁当直室で、電話予約による証明書の交付を行なっています。

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課 (☎ 25-2416)
予約受付時間	午前8時45分～午後4時30分
交付場所	市役所当直室
交付時間(平日)	午後7時まで(当日予約者)
交付時間(土・日・祝祭日)	午前9時から午後5時まで(土・日・祝祭日の前日予約者)
必要なもの	手数料、本人確認書類(39ページ参照)

### 印鑑登録の手続きは

新規登録は不正登録を防止するため、できる限り本人が申請して下さい。  
ただし、本人が病気等で止むを得ないときは、代理人による申請もできます。

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所
受付時間	午前8時45分～午後5時15分まで
閉庁日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始

### 本人が申請する場合

- 申請には次のものがが必要です
  - 登録する印鑑
  - 運転免許証などの本人確認書類(39ページ本人確認書類一覧表の1点の提示でよい書類参照)
  - 上記以外の本人確認書類(39ページ本人確認書類一覧表の2点の提示が必要な書類参照)のときは、照会書が郵送されますので、登録まで日数がかかります。

### 代理人が申請する場合

- 申請には次のものがが必要です
  - 登録する印鑑
  - 代理人選任届
  - 代理人の印鑑
  - 代理人の確認書類
  - 登録者本人の確認書類
- 市から本人に照会書が郵送されますので登録まで日数がかかります。

### 印鑑登録証の交付

身分確認資料あるいは市からの照会により登録意思を確認し、印鑑登録証を交付します。  
なお、印鑑登録証は事故防止のため、氏名・住所など一切記入していませんので、受領後は家族のものと区別して、大切に保管して下さい。

### 印鑑登録できる人は

住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている、15歳以上の人が登録できます。  
ただし、成年被後見人は登録できません。

### 登録印鑑の制限

- 登録できる印鑑
  - 登録印鑑は、1人につき1個です。
- 登録できない印鑑
  - 住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されている氏名・氏、若しくは名で表していないもの、又は氏名の一部を組み合わせたもので、氏名を表していないと認められるもの。
  - 職業・資格・その他氏名以外の事項を表しているもの。
  - 流し込み印・ゴム印・回転印・その他印影の変化しやすいもの。
  - 印影の大きさが、一辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの、又は一辺の長さが25ミリメートルの正方形に、収まらないもの。
  - 印影を鮮明に表しにくいもの。
  - 外枠が欠けているもの、外枠がないもの。
  - その他市長が、登録を受けようとする印鑑として適当でないと認めるもの。

### 印鑑登録証明書が必要なときは

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所・市役所本庁証明交付コーナー・中島郵便局(本人のみ)
受付時間	午前8時45分～午後5時15分まで(中島郵便局は午前9時～午後5時まで)
閉庁日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始
手数料	1通 300円

- ご本人の場合は、必ず印鑑登録証を持参して下さい。登録印鑑は不要です。印鑑登録証の提示がないと、証明書は発行できません。
- 代理人による請求の場合は、証明書を必要とする方(本人)の印鑑登録証を持参して下さい。本人確認資料・登録印

### 電話予約による証明書の交付について

日中、どうしても市役所に来ることができない方のため、本庁当直室で、電話予約による証明書の交付を行なっています。

受付窓口	広域センタービル庁舎戸籍住民課 (☎ 25-2416)
予約受付時間	午前8時45分～午後4時30分
交付場所	市役所当直室
交付時間(平日)	午後7時まで(当日予約者)
交付時間(土・日・祝祭日)	午前9時から午後5時まで(土・日・祝祭日の前日予約者)
予約・受取りができる方	本人
必要なもの	手数料、印鑑登録証、本人確認書類(39ページ参照)

※詳細は、受け付け窓口にお問合せください。

### 印鑑登録を廃止するとき

次のような場合は、印鑑登録の廃止届を行なって下さい。  
なお、再登録するときは、新規登録の手続きになります。(再登録手数料 300円)

- 印鑑登録を廃止したいとき。
- 登録している印鑑を改印するとき。

### 印鑑登録証・登録印鑑を紛失したときは

印鑑登録証・登録印鑑を紛失したときは、事故防止のため、亡失届を行なって下さい。再登録は、新規登録の手続きになります。(再登録手数料 300円)  
● 印鑑登録証の登録番号が確認できない汚損・棄損は、紛失と同じ扱いとなります。

希望する方に、住民基本台帳カードを**有料**で交付します。

### 住民基本台帳カードとは

「住民票の写しの広域交付」・「転出・転入手続の特例」に利用でき、顔写真付きの住民基本台帳カードは、公的な本人確認書類としても活用できます。

**住民基本台帳カードは、高度なセキュリティ機能を持つ「ICカード」です。**

交付するとき、**数字4桁の暗証番号を設定していただくこと**で、他人による不正な使用を防止します。

### カードの種類

住民基本台帳カードは2種類あり、希望のカードを選ぶことができます。

Aタイプ	氏名のみが印字
Bタイプ	写真・氏名・生年月日・性別・住所を印字

※A・B共に、有効期限・交付市区町村名が明記されます。



### 有効期限

発行日から10年間有効

※他の市区町村に転出した場合には無効になり、交付した市区町村に返納していただきます。

### 交付手数料

A・Bタイプとも、500円(再交付も同じ。)

### 無料交付サービス

平成21年4月1日以降に、保有する運転免許をすべて自主返納手続きされた方(満65歳以上)が対象です。

#### ●申請には次のものがが必要です

- ・「申請による運転免許取消通知書」
- ・顔写真1枚(タテ45mmヨコ35mmで6カ月以内に撮影したもの)
- ・印鑑

※申請期限は返納手続きした日から1年以内

### 交付申請手続きに必要なもの

1. 住民基本台帳カード交付申請書
2. 写真(「Bタイプ」写真付き住民基本台帳カードを希望される方に限ります。)上半身・無帽・正面・無背景・目元が隠れていないもので、6カ月以内に撮影したパスポートサイズ(縦45ミリメートル×横35ミリメートル)の大きさのもの。
3. 印鑑(申請書に署名した場合は、押印を省略できます)
4. 本人確認書類(下記参照)

申請手続き	申請書と右記より一種類	本人確認書類 A ~ C		
		A・官公署発行で写真付(改ざん防止加工のもの) ★下記より1点を提示 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳 船員手帳 他	B・官公署発行でA以外のもの ★下記より1点を提示 健康保険証 療育手帳 年金手帳 生活保護受給者証 他	C・A、B以外のもの ★下記より2点を提示 民間の身分証明書 預貯金通帳 診療券 キャッシュカード 他
交付手続き	即日	申請時提示のAの1点と引替票	---	---
	後日	申請時提示のAの1点と交付通知ハガキ	申請時提示のBの1点と交付通知兼照会書	申請時提示のCの2点と交付通知兼照会書
その他		※即日交付の本人確認書類は住民登録情報と同じ場合に受付可	※郵送文書は簡易書留・転送不要扱い	※郵送文書は簡易書留・転送不要扱い

### 申請受付場所と受付時間

※土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く

申請受付場所	受付時間	即日交付受付
広域センタービル庁舎戸籍住民課(☎25-2416)	午前8時45分 ~ 午後5時15分	午後3時まで
蘭東支所(☎46-1111)	午後5時15分	---

※即日交付とは、申請当日にカードの引渡しをすることです。(広域センタービル庁舎戸籍住民課のみ実施)

- ・カード作成のための待ち時間は、1時間程度です。
- ・即日交付は、予約が必要です。
- ・転入当日と、3月25日~4月7日の期間は、即日交付はできません。

#### ※注意事項

- ・交付の際に、4桁の暗証番号を設定していただきます。生年月日など他人に分かりやすい数字は避けましょう。
- ・暗証番号は、3回続けて間違えるとロックがかかります。ロック解除を行う場合、または暗証番号を忘れたときは、「暗証番号再設定申請書」により新番号を設定します。
- ・現在使用している暗証番号を変更するときは、「暗証番号変更届」により暗証番号を変更できます。
- ・市内の転居などの際は、表面に記載された住所などを修正しますので、住民基本台帳カードをご持参いただき、市役所の窓口にお届けください。
- ・住民基本台帳カードを紛失した場合は、直ちに広域センタービル庁舎戸籍住民課にお届けください(電話可)。

### 公的な身分証明書(本人確認書類)

現在、運転免許証などをお持ちではない方は、身分証明書を求められて困ることがあると思います。

写真付きの住民基本台帳カード(Bタイプ)は、市区町村長が交付する公的な本人確認書類などに使うことができます。

### 公的個人認証サービス

インターネット等によるオンライン手続きに必要な本人確認手段である電子署名を提供するサービスです。この利用に必要な自己の電子証明書の発行申請をする時に住民基本台帳カードが必要です。

#### ■電子証明書の発行

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| ①申請場所     | 広域センタービル庁舎戸籍住民課             |
| ②受付時間     | 午前9時~午後4時                   |
| ③申請に必要なもの | 住民基本台帳カード<br>運転免許証などの本人確認書類 |

■有効期間は発行日から3年間です。(住所を異動した場合は失効します)

## 住民基本台帳ネットワークシステム

問 戸籍住民課 ☎ 25-2416

住民基本台帳ネットワークシステムは、全国の市区町村の住民基本台帳をネットワーク化し、4情報(氏名・生年月日・性別・住所)と住民票コードなどにより、全国共通の本人確認ができるシステムで、電子政府・電子自治体を実現するための基礎となるものです。

### 住民票コードとは

市民の皆さんすべてが持つ無作為の11桁の番号で、平成14年8月5日以降、住民票に記載されています。  
住民票コードは、住所や氏名が変わってもそのままです。  
今後、行政機関への申請・届出の際に住民票コードが必要になることがあります。  
住民票コードを確認したいときは、住民票コード通知票再交付申請により確認することができます。

## 住基ネットによるサービス

問 戸籍住民課 ☎ 25-2416

### 住民票の写しの広域交付

住基ネットを活用して、全国の市区町村間で住民票情報のやり取りができるようになり、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や同一世帯員の住民票の写しの交付が受けられます。(戸籍の表示は省略しています。)

#### ■広域交付(住民票の写しの請求)手続き

1. 請求の範囲  
本人または同一世帯の方のみです。
2. 請求に必要なもの
  - ・広域交付住民票申請書
  - ・本人確認書  
住民基本台帳カード、または運転免許証やパスポートなどの、官公署が発行した写真付きの証明書
  - ・請求する市区町村の条例で定める手数料  
(室蘭市は 1通250円)
3. 受付窓口  
広域センタービル庁舎戸籍住民課・蘭東支所
4. 取扱日時(全国共通)  
午前9時～午後5時まで(土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く。)